

山口地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成19年1月22日（月）午後2時から午後4時まで

2 場所 山口地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

大田正之（山口市阿知須総合支所総務課長）

小野村昌子（山口県消費生活センター所長）

田川章次（弁護士）

田中愛子（山口県立大学看護学部教授）

辻川 昭（山口地方裁判所判事）

永田信明（弁護士）

勝山浩嗣（山口地方検察庁次席検事）

萩原幸弘（テレビ山口株式会社報道制作局報道制作部周南支局長）

櫻井登美雄（山口地方裁判所長）

三間地光宏（山口大学経済学部助教授）

なお、嶋田日出夫（山口経済同友会常任幹事）委員は所用により欠席

(2) オブザーバー

民事首席書記官，刑事首席書記官

(3) 事務担当者

事務局長，総務課長，同課長補佐，庶務係長

4 議事の概要

(1) あいさつ（山口地方裁判所長）

(2) 裁判員制度の広報活動の在り方について

- ・ 最高裁判所における裁判員制度広報及び山口地裁における裁判員制度広報の取組（前回委員会開催後の状況）について，事務局から説明があった。

(3) 裁判員制度の運用及び環境整備について

- ・ 委員の意見

別紙のとおり

(4) 次回の意見交換のテーマについて

引き続き，裁判員制度の運用及び環境整備について議論することとなった。

(5) 次回開催日の決定

平成19年7月9日（月）午後2時

(6) その他

(別紙)

委員の発言要旨等

(裁判員制度の広報活動等について)

1 当庁の模擬裁判を傍聴した委員の感想

1 2月5日開催の模擬裁判に裁判員役として参加した。日程調整については、早い段階で依頼があったので問題はなかったが、当日までの不安が大きかった。裁く立場で裁判所の門をくぐることの重みを感じた。当日、進行についての説明や他の裁判員役の紹介もあったが、他の裁判員役の人の中に知人が2名いたことが心強かった。自分は率直な意見が出せたのか、他の参加者は出せたのかが、心配である。一番悩んだのは、加害者に計画性があったのか単なる過失なのかという争点である。日ごろから関心を持っておけば、きちんと意見が発表できると思う。他県では、同様の模擬裁判を3日間開催したところもあるが、懲役7年の判決に至るまで議論を尽くすとなると、もう少し時間をかけていただいた方が良かった。事前に、「冒頭陳述が始まると忙しい。」と説明があったが、本当に忙しかった。合間合間に休憩を取ってもらったことはよかったが、ついて行くのが大変であった。少しでも参加しやすくなるように、環境作りへの協力を惜しんではいけないと思った。

2 検察庁での広報では、企業訪問や公民館に出向いて宣伝し、依頼があれば出前講義に行くというスタイルだが、行き詰まりも感じている。関心のある人は依頼をしてくるが、関心のない人たちへのアピールをどうするか、いいアイデアがない。法曹三者の取組についても、外から見ればばらばらに見えるのではないと思うが、これという良い方法がないことも悩みである。

3 テレビで、裁判ウォッチャーが密かなブームになっていると紹介している番組を見た。会社を休んで傍聴する男性、女性が言うには、「裁判にはドラマがある、裁判長の説諭をブログにして紹介している。」とのことだった。法曹三者だけの努力には限界があるので、裁判に興味のある民間人を活用する方法も意義があるのではないかと。

4 シネマアドバタイジングのビデオがよくできている。こどもの学級会とのつながりをテーマにしており、小さい子どもが今やっていることが大人になって役に立つという視点が重要である。裁判所の広報活動として小中学校への出前講義にも力を入れていることがわかるが、例えば、校長会に呼びかけて、裁判員裁判につながるような授業を考えるということはどうか。

5 消費生活センターも啓発活動が重要な仕事である。例えば、高校以上には全て案内状を出し、教員養成機関にも案内を出しており、講演依頼が出ない学校にもしつこく出して、少しずつ講演依頼を増やしている。ツッパった高校生も、実際に自分が悪質業者の元締めにつかかかったというロールプレイングをさせると、ざわざわした教室が静かになって聞いていたという報告もある。

6 裁判員裁判については、ある程度周知はされてきた段階であり、検察庁や裁判所の悩みはわかる。将来を考えれば若い世代、高校生、大学生には特に知って欲しいところであり、県内の大学、高校を網羅するつもりで準備してはどうか。

7 消費生活センターの啓発行事でも、市民教育という意味で、悪質業者被害防止以外に、裁判員制度にも手を出していこうと思っている。ただ、子育ての場の確保などが具体的

に決まらなると広報しづら。 「裁判員制度が始まります」 だけでは、理解して協力してもらふのは難。 制度の具体的な中身も話さないと聞いてもらえない。 消費生活センターでは、夜間に中小企業対象の啓発行事を行っているが、そこでも、具体策を示さないとついてきてもらえない。 P T A も啓発行事には協力的、積極的であるが、具体策がないとやはり上滑りになる。

(裁判員制度の運用及び環境整備について)

(事務局長及び総務課長)

配付資料にもとづき説明

8 関心がない人に対して打って出るには、可能な限りの方法を試す必要がある。 P T A の役員は関心のある人が多いので、ツールを活用していけばよいと思うし、自治体の役員も改選時期であり、新役員の人たちに訴えかけるにはいい時期だと思う。 下関ではジェイコムというローカル放送がよく視聴されているので、広告放送も効果があると思う。 あと2年はできると考えると、できることはたくさんあると思う。

9 裁判所から選管に依頼する候補者数は決まっているのか。

(説明)

裁判所が決めることではあるが、年間30件と仮定すると1件当たり50人から100人の候補者であるから、3000人は必要になると思う。

10 山口県内から候補者を選定するのに、パンフレットに記載されている拘束時間を考えると、例えば大島町など遠方から来るのは大変であるが、何らかの配慮がされるのか。

11 遠方の人除外するという事は制度の趣旨に反する。ただ、出頭しやすいように開始時間等を考慮することは考えざるを得ない。

12 遠方の人だけでなく、介護を要する人を抱えていると、ショートステイなどを利用しようと思っても、施設も近所の常連の人を優先せざるを得ないであろう。育児でも、保育園とかが入園待ちであるとサービスが受けられない。県とか市で催し物を開くときに保育士を派遣、斡旋したり、乳児保育園の紹介もあるので、裁判所も利用を検討してはどうか。

13 裁判所では、正直なところ、育児や介護のサービスの必要性や対応施設の存在などの知識が十分でないので、情報提供していただくとありがたい。

14 選任手続等を裁判所がやるとなると、かなりの事務負担増になると思われるが、公務員の増員は難しい時代に、裁判所の人的手当は大丈夫か。

15 例えば、裁判員のお世話をする人員の確保も必要とは思っているが、最終的にどれくらい人員が必要かわからないところも多い。候補者の選定でも、説明や質問にどれくらい時間をかければよいかも難しい。

16 想定では午前中に選任して、午後には第1回公判に入るということであるが、選任手続は午前中には終わらないのではないかと。1人5分かかるとしても50人であれば4時間以上かかることになる。

17 設備の面でも、広島地裁の裁判員法廷を見学したところ、段差解消のために車いす用のリフトも設置してあったが、山口でもそのような設備をしてもらえるかどうか不明なところもある。ほかに、裁判員が、裁判が終わるまで、なるべく一般人と接触しない

ような設備を整える必要もある。今のところ少ない人員を活用して考えていくとしか言えない。